

パブリック・コメント意見一覧と区の考え方

番号	総合計画改定案		意見等の趣旨	区の考え方	区分
	ページ	章節			
①自転車の利用ルール・マナーに関する意見 4件					
1	9	2-3	自転車利用者のマナーが悪く、歩道を超スピードで、メチャメチャに走っている。交通違反として取り締まり、罰金を取るぐらいの厳しさで、強力に対処してほしい。また、自転車も自動車やバイクと同じように規制されるべきである。区も規制を強化してほしい。	道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、規制の対象となります。警察に対し自転車の交通違反の取り締まりを要請するとともに、区としても警察と連携し、自転車利用者のルールやマナー向上のため、啓発活動を行います。	参考
2	9	2-3	自転車安全利用五則に対する罰則について、区はどう考えているのでしょうか。	自転車安全利用五則の違反に対する罰則は、道路交通法で定められており、区は警察に対し適正な取り締まりを行うよう要請していきます。	参考
3	10	2-3-(1)(2)	先日、歩道を猛烈なスピードで、歩行者すれすれに走る若い女性に出会い背筋が寒くなる思いをしました。これはどこでも起きている現象で、ルールを守らない日本人があまりにも多くなり悲しんでいます。どうか行政で徹底した教育を施す方途を考えてくださるようお願いいたします。	自転車利用のルール・マナーの普及啓発については、利用者への直接指導や地域のイベント、学校等に出向いての指導を警察と連携して行っているところです。今後も様々な機会を捉えて自転車利用に関するルール・マナーの周知徹底に努めていきます。	推進
4	10	2-3-(2)	外苑の絵画館前で行われたスケアード・ストレイト*は、交通安全教育に対して効果的であると思います。 *スタントマンによる交通事故再現の体験型交通安全教室	区としてもスケアード・ストレイトは、交通安全の意識を高めるために効果的であると考えており、平成23年度から主に中学生を対象に実施しています。引き続き、スケアード・ストレイトを用いた交通安全教室を実施していきます。	推進
②自転車等駐輪場の整備と附置義務に関する意見 15件					
5	8	2-2-(2)	駐輪場整備については、国や都、鉄道事業者と連携して使いやすい駐輪場を整備してほしい。	国、都、鉄道事業者及び駅周辺の商業施設関係者と連携して駐輪場の整備を進めていきます。	推進
6	11	2-4-(1)	甲州街道歩道上には、渋谷区が設置している駐輪場がある。新宿区も整備してはどうでしょうか。	新宿区側の歩道幅員は渋谷区側に比べて狭いため、路上駐輪場の設置は難しい状況ですが、近隣にある新宿駅東南口自転車等駐輪場をはじめ、新宿駅周辺の自転車駐輪場の整備を進めていきます。	参考
7	11	2-4-(1)	西新宿五丁目駅周辺の放置が多い、路上駐輪場を整備してほしい。	西新宿五丁目駅周辺の歩道は狭く、路上駐輪場の設置が困難なため、近隣にある西新宿五丁目駅駐輪場等の利用をお願いしています。	参考
8	11	2-4-(1)	新宿大ガード北西の総武線沿いの細長い駐輪場に時間制のコインパーク(新宿西口駅自転車等駐輪場)があります。ここに駐輪すると左右の間隔が非常に狭くて、自転車を一旦セットしてしまうと取り出し不可能になります。当然ながらコインも吸い取られてしまって戻ってきません。色々な事情はあるでしょうが非常に不愉快です。前向きに改善されることを希望します。	ご指摘の駐輪場設備については、今後、利用実態を調査の上、機械の改修時期にあわせて見直しを検討していきます。	参考

番号	総合計画改定案		意見等の趣旨	区の考え方	区分
	ページ	章節			
9	11	2-4-(1)①	サブナードに駐輪場を作るなどの対策はできないのでしょうか。	サブナード駐車場は都市計画駐車場であることから、駐車できるのは自動車、自動二輪車及び原動機付き自転車に限られていますので、自転車駐輪場を設置することは困難と考えます。区としては、新宿駅周辺の自転車駐輪場の整備を進めていきます。また、附置義務対象施設について、自転車駐輪場の設置を徹底するとともに、附置義務対象外施設についても自転車駐輪場の設置努力を求めています。	参考
10	11	2-4-(1)①	葛西駅にあるような自動の駐輪場ができないのでしょうか。	葛西駅には地下式の自転車駐輪場が設置されていますが、新宿区では、特に自転車駐輪場が必要とされる駅周辺の地下が鉄道やライフラインなどにより高度に利用されていることから、困難と考えます。	参考
11	11	2-4-(1)①	駐輪場の場所がわからない、駐輪場が遠い。	自転車駐輪場はできる限り駅の近くに整備していますが、都心部の限られた用地のなかでは、駅から遠い駐輪場もあるため、標識の設置や案内マップの作成・配布により利用者に周知しています。今後も、駐輪場の場所がよりわかりやすくなるよう工夫をしていきます。	参考
12	11	2-4-(1)①	西口ロータリーの排気搭屋敷地内に駐輪場を高層化して設けるとともに、壁面を企業に貸出して整備費及び管理費に充てて不足分を利用者から徴収すればよいのではないのでしょうか。	新宿駅西口ロータリーに駐輪場を設置することは、構造的にも安全確保の観点からも困難と考えますが、区としては、新宿駅周辺の自転車駐輪場の整備を進めていきます。	参考
13	11	2-4-(1)①	四谷三丁目の「時間利用」設備は間隔をもう少し広げてほしい。また、現設備では一つ置きに高低固定設備が組み込まれていますが、老人には高い方に入れるには前輪を持ち上げるのが大変で、苦労しています。また、「時間利用」設備は常に満杯で利用できず、設備を増やして頂ければ幸いです。	四谷三丁目の駐輪場については、当初設置間隔が狭かったため平成23年度に他の駐輪場と同等となるように設置間隔を広げる工事を行いました。今後、新たな自転車駐輪場等の設置に当たっては一時利用駐輪施設の設置など、利用しやすい駐輪場になるように努めていきます。	参考
14	11	2-4-(1)①	駐輪場は場所によって形式が異なり戸惑います。設備を統一してほしい。	駐輪場の形式は、広さ、設置場所環境、利用に対するニーズ等により異なっています。今後、自転車駐輪場等の設置に当たっては、さらに利用しやすくなるよう整備に努めます。	参考
15	12	2-4-(1)②	狭い歩道や道路の一部を年契約の駐輪場にしないほしい。通行の邪魔になる。倒れたり、引っかかって危険、景観上も悪いと思います。	道路上に駐輪場を整備する際には、道路幅員や歩行者の安全、自転車の転倒防止などに今後も配慮していきます。また、既存の路上駐輪場では、整理指導員が巡回して歩行者の邪魔にならないよう自転車を整理しています。	推進
16	14	2-4-(1)④	駅周辺の放置自転車は駅利用者がほとんどである。駐輪場の附置義務を原因者にかける趣旨で、店舗などの商業施設にかけるのであれば、鉄道事業者にも駐輪場の附置義務をかけるべきであると思います。	鉄道事業者には、法律上駐輪場の附置義務はありませんが、放置自転車対策に協力する責務がありますので、区はこれまでも一部の駅で鉄道事業者から用地の提供を受け、駐輪場の整備を行っています。今後も駐輪場用地の提供などの協力を求めています。	推進

番号	総合計画改定案		意見等の趣旨	区の考え方	区分
	ページ	章節			
17	14	2-4-(1)④	上階にあることやエレベーターを使用しなければならないなど、附置義務駐輪場が使いにくく、使えない状況があるため、対応が必要だと思います。	附置義務については、これまでも利用しやすい場所に駐輪場を設置するよう事業者に求めてきましたが、ご指摘の状況も見受けられますので、引き続き利用しやすい駐輪場の設置を働きかけていきます。 また、駐輪場の適正管理についても事業者に指導していきます。 今後、地域特性に応じた自転車等駐輪場の附置義務の運用を検討していきます。	推進
18	14	2-4-(1)④	附置義務の施策運営がうまくいっていないと思われるが、何か問題があるのではないかと。また、附置義務は実効性のあるものとするために、地元との連携強化が必要だと思います。		
19	14	2-4-(1)④	附置義務に関して、建築する際は義務があるが、建築後の駐輪場の使用についても区が指導してほしい。附置義務駐輪場があるにもかかわらず、家の前や路上に置かれて迷惑をしています。		
③自転車等駐輪場の利用料金に関する意見 4件					
20	15	2-4-(1)⑥	常時利用者に対する年間利用料も非常に安いので、それほど使う予定がなくとも、キープする人が出るのではないのでしょうか。(3~4倍でも良いのでは)	今後、利用料については、駐輪場の屋根の有無等の施設形態や利用状況を勘案するほか、民間自転車駐輪場の料金設定の動向等も参考にしていきます。	推進
21	15	2-4-(1)⑥	新宿区の駐輪代は他区に比べて高いと思います。例えば、今住んでいる文京区は年間2,000円と大分違いがあります。		
22	15	2-4-(1)⑥	新宿駅周辺の路上駐輪場は、平置きは定期利用のみで、一時利用は機械式のみです。休日は、機械式が埋まって、平置きが空いている状況です。そこで提案ですが、夜間・休日のみの定期を発行したらいかがでしょうか。買い物に便利のように、駐輪区域を指定せず、空いているところに駐輪できるようにすると便利です。	夜間、休日のみの定期駐輪や、区域を指定しない駐輪を認めることについては、適正な管理が困難なため考えていません。一方、買い物などのための一時利用の要望も多いことから、今後一時利用駐輪場を整備していきます。	参考
23	15	2-4-(1)⑥	時間利用の設備は、現在2時間までは無料、これを過ぎればどんなに長い駐輪しても100円となっていますが、新陳代謝を計るため2時間を超える場合は1時間を超える毎に100円の超過料金を徴収する方式にすれば、置きっぱなしが少なくなり、多くの人に利用してもらえますと思います。又、超過料金で利益が大きくなれば、設備の増強、補強、補修等に使用すれば、利用者も納得するのではないのでしょうか。	超過料金を一時間毎に100円加算する方式については、長時間利用者の利用料が高くなることから、駐輪場の利用促進につながらず、放置自転車が増加する懸念があるため、区としては考えていません。 なお、利用料については、今後、駐輪場の屋根の有無等の施設形態や利用状況を勘案するほか、民間自転車駐輪場の料金設定の動向等も参考に見直しを検討していきます。	参考

番号	総合計画改定案		意見等の趣旨	区の考え方	区分
	ページ	章節			
④自転車等駐輪場の一時利用に関する意見 7件					
24	15	2-4-(1)⑦	定期利用について区内すべての駐輪場を自由に利用できるフリー定期を導入してほしい。	ご指摘のフリー定期を導入した場合、特定の駐輪場に利用者が集中し適正な管理が出来ない恐れがあるため、導入は考えていません。	参考
25	15	2-4-(1)⑦	コイン式駐輪機は、盗難も防げる効果があり、利用促進につながると思います。	区では、定期利用の駐輪場の整備に加え、これまで一時利用の駐輪施設も16駅33か所に整備してきました。 買い物等による短時間の駐輪場利用をはじめ、一時利用の要望が高まっていることから、今後、新たな駐輪場を整備する際には、可能な限り利用しやすい場所に一時利用駐輪場を整備するとともに、既存駐輪場を改修する際には、利用実態に合わせて一時利用駐輪場を整備拡充していきます。	推進
26	15	2-4-(1)⑦	買い物、用足しのために時間契約駐輪機を利用者の便利な場所に設置してほしい。		
27	15	2-4-(1)⑦	誰でもが置ける場所を作してほしい。		
28	15	2-4-(1)⑦	各駐輪場とも「時間利用」の設備が少なく利用したい時には常に空きが無く、大幅に増やしてほしい。物理的処置を早急にとってくださるようお願いいたします。		
29	15	2-4-(1)⑦	これまでの常時利用者に対する区の優遇に対して、スポットで利用する人への対策がおざなりになっていると思います。スポット利用の駐輪台数が余りにも少ないからです。スポットスペースは満車、常時利用者ながら空き、近くではたくさんの違法駐輪の有り様です。		
30	15	2-4-(1)⑦	「新宿駅」周辺はすべてスポット形式にしたら如何でしょうか。2時間まで無料で、1日¥100でいいと思います。そうすれば、違法駐輪があれば係の方が(駐輪場が空いていた)そこに運び入れてロック。整理も出来ますし、制度理解・周辺整備につながると思います。		
⑤自転車走行環境の整備に関する意見 3件					
31	16	2-4-(2)	自転車走行空間を整備することは良いことだが、整備した部分に路上看板やオートバイなどを置かれれば、結局自転車がその障害物を迂回して歩行者に危険が生じる。きちんと取締りができる法律が必要だと思います。	違法駐車については、道路交通法により警察が取り締まりを行っています。また、違法看板などの不正使用については、区、都、警察等が連携して取り締まりを行っています。今後も関係機関と連携しながら、自転車走行空間を安全に利用できるよう努めています。	参考
32	16	2-4-(2)	自転車走行帯と歩行者通行帯に段差を設けてはどうでしょうか。	区道の歩道上の自転車通行帯の段差については、歩道幅員が狭く危険となるため、困難だと考えます。	参考
33	16	2-4-(2)	或る自治体では、車道に緑色などの着色矢印をつけて、自転車はこのレーンを走らせていますが、良いアイデアと思います。私も車道を走ってみました。とても楽でした。(外苑東通り)なお、現在の歩道を走るルールはそのままが良いと思います。	ご指摘の路面表示は警視庁が試行的に設置しており、路面表示等の設置の効果検証を行い、今後の安全で快適な自転車利用環境の形成の参考にするものです。 区としては、検証結果を参考とした上で、区内に導入するかどうかを警察と協議していきます。	参考

番号	総合計画改定案		意見等の趣旨	区の考え方	区分
	ページ	章節			
⑥自動二輪車対策に関する意見 1件					
34	17	2-4-(3)	バイクの違法駐車が目に余ります。早急に対策をしてほしい。	自動二輪車の駐車スペースについては、自転車駐輪場内に整備するとともに、民間駐車場事業者へ設置を要望しています。また、違法駐車の取り締まりや撤去等については、引き続き警察に要請していきます。	推進
⑦放置自転車の整理・撤去に関する意見 4件					
35	17	2-5-(1)	放置禁止区域外の対応について区はどのように協力してもらえますか。	放置禁止区域外の放置自転車については、警告した上で7日間以上放置されている場合には撤去しています。	推進
36	17	2-5-(1)	駅周辺の禁止区域は必要だと思います。	区も自転車の適正利用を推進するため、放置禁止区域は必要であると認識しています。今後も自転車駐輪場の整備に併せて放置禁止区域を設けていきます。	推進
37	17	2-5-(1)	「自転車は即時撤去」ではなく、「2時間を経過したら撤去」にしてほしい。	放置禁止区域は駅周辺に指定しており、人通りも多いことから、今後も即時撤去を行っていきます。一方、短時間無料で利用ができる自転車駐輪場も増やしていきます。	参考
38	17	2-5-(2)	違法駐輪発生原因者へも十分に指導をしてほしい。	駐輪場の無いアパートやマンションなどの所有者など、違法駐輪を発生させている方々に対しては、敷地内に駐輪スペースを確保するよう要請していきます。また、町会等と連携し、地域との協働による放置自転車防止の啓発活動を実施していきます。	参考